

JeSU 公認大会規約

大会主催者は下記の規約に則り、すべての項目を準拠した上で一般社団法人日本 e スポーツ連合（以下「JeSU」という）の公認を受けた上で、当該公認大会の開催を行うものとする。

1 主催団体

1.1 担当者配置

日中に JeSU と連絡の取れる担当者を配置すること。

1.2 個人情報保護

個人情報保護法をはじめとする個人情報に関する法令及びその他の規範を遵守すること。

1.3 組織図の策定

組織構成が定まっていること。

1.4 情報公開スケジュールの策定

申請後から大会開催までの情報公開のスケジュールが定まっていること。

1.5 リハーサルの実施

本番環境でリハーサルを実施すること。

1.6 スポンサー制限

大会におけるスポンサーについては、事前に JeSU に通知の上で、下記の制限カテゴリーに該当するスポンサーがあった場合には公認として認められなくなる場合がある。また制限カテゴリーは一例であり、この限りではない。

1.6.1 市販薬ではない医薬品

1.6.2 火器類、拳銃又は弾薬

1.6.3 ポルノ画像やポルノ製品を表示し、又はこれに関するウェブサイト

1.6.4 たばこ、喫煙、又は吸引製品

1.6.5 アルコール製品又はその他の酩酊性物質のうち、その販売又は使用が法令によって規制されているもの

1.6.6 仮想上の物品の販売者であって、その物品の詐欺的もしくは違法な販売者として知られている者

2 大会運営

2.1 大会認定条件

2.1.1 大会で使用するゲームタイトルに関わるすべての IP ホルダーの承認を得ていること。

- 2.1.2 予選はオンライン試合での開催を可能とする。
- 2.1.3 ライセンス発行大会、賞金付き大会はオフライン大会での開催を条件とする。またその大会は3か月の間、動画で保存されていなければならない。
- 2.2 1大会に発行できるライセンス数
JeSU公認プロライセンスの発行数は、原則として既にプロライセンスを保有する者を除いた総参加者の1~3%程度を目安とし、大会主催者、IPホルダー、JeSUの3者で協議するものとする。
- 2.3 大会ルール
大会ルール、対戦フォーマットが定まっていること。
- 2.4 対戦組み合わせ
 - 2.4.1 運営が参加者によって対戦組み合わせを恣意的に操作しないこと。
 - 2.4.2 予選結果、ランキングなどによって設定されたシードによる有利不利の枠を事前に設定することは可とする。
- 2.5 不正排除義務
 - 2.5.1 審判の設置
ライセンス発行大会、賞金付き大会では、審判を置かなければならない。
 - 2.5.2 審判の公認
審判はIPホルダーが認めた審判でなければならない。
- 2.6 会場設備
 - 2.6.1 誘導線の確保
避難時の誘導線が設備などによって防がれていないこと。
 - 2.6.2 電源予備
試合用電源の予備が確保され、トラブル時にすぐ復旧できる体制であること。
 - 2.6.3 ネットワーク予備
試合用ネットワークの予備が確保され、トラブル時にすぐ復旧できる体制であること。
 - 2.6.4 各種デバイス予備
試合用デバイスの予備が確保され、トラブル時にすぐ復旧できる体制であること。
- 2.7 年齢制限
使用タイトルのCEROまたは販売プラットフォームが規定した年齢制限を上回る出場制限を設けていないこと。
- 2.8 団体戦

団体戦を行う際には、控え選手の人数などチームとしての構成を明確にしなければならない。

2.9 大会の中止

やむを得ず大会を中止する場合は、JeSU およびプレイヤーに速やかに報告し、事後の対応については JeSU と協議の上で主催者が責任をもって実施すること。

3 大会告知

3.1 開催回数の告知義務

1年間の開催予定回数をあらかじめ告知すること。

3.2 ライセンス発行に関する告知義務

おおよそのライセンス発行数および方法をあらかじめ告知すること。

3.3 賞金総額告知義務

賞金総額をあらかじめ告知すること。

4 賞金

4.1 賞金総額の上限は、選手の実績、大会の興行性、一般的な物価・経済情勢、過去の大会実績その他の事項を基に JeSU と協議して定める金額を目安とする。

4.2 賞金額は JeSU に報告すること。

5 審判員

5.1 ライセンス発行大会、賞金付き大会は、ゲーム内容に精通している審判員の立会のもと開催しなければならない。

5.2 IP ホルダーは前項のため審判員の派遣に協力し、責任をもって公正に試合が行われているかの判定を担うものとする。

6 立会人

6.1 ライセンス発行大会、賞金付き大会は、JeSU が派遣する立会人のもと開催しなければならない。

6.2 大会主催者は立会人の確認作業に協力しなければならない。

7 反社会的勢力の排除

7.1 誓約書

大会主催者は、反社会的勢力との取引排除を目的とした誓約書を提出すること。

8 規約の改訂等

8.1 JeSU は、この規約に定めのない事項については別途詳細を定め、また、この

規約を随時変更することができるものとし、変更後の規約については、電子メール、書面その他 JeSU が適切と判断する方法により通知した時点からその効力を生じるものとする。

〈付則〉

平成30年5月8日制定、施行